

東京都職域健康促進サポート事業
専門家派遣申込書

下記の留意事項を了承の上、専門家の派遣を申し込みます。 年 月 日

フリガナ 会社名	フリガナ 代表者名
〒 所在地	代表者役職
ご担当者 ご担当者 部署名	ご担当者 メールアドレス
TEL	FAX
業種 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ()	資本金
従業員数	紹介者 ※本派遣事業の紹介をどちらから受けましたか
顧問社労士の有無 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	加入保険者 <input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 ()
健康経営の取組状況 <input type="checkbox"/> まだ取り組んでいない <input type="checkbox"/> 健康企業宣言を行った <input type="checkbox"/> 銀の認定 (健康経営優良企業認定) を取得済み <input type="checkbox"/> 健康経営優良法人認定 (中小規模法人部門) を取得済み <input type="checkbox"/> その他 ()	
取り組み理由	※健康づくりに取り組む理由として当てはまるものにチェックを付けてください (複数可) <input type="checkbox"/> 社員の生産性の向上 <input type="checkbox"/> 会社の業績の向上 <input type="checkbox"/> コスト削減 <input type="checkbox"/> 優秀な社員の採用 <input type="checkbox"/> 社員の定着化 <input type="checkbox"/> 企業イメージ・ブランドの向上 <input type="checkbox"/> 法令遵守 (コンプライアンス) <input type="checkbox"/> 企業のリスク低減 <input type="checkbox"/> 労災防止 <input type="checkbox"/> 健診有所見者や治療者の減少 <input type="checkbox"/> 欠勤・休業者の減少 <input type="checkbox"/> 社員のモチベーションアップ <input type="checkbox"/> 社内コミュニケーション活性化 <input type="checkbox"/> 従業員の健康意識向上 <input type="checkbox"/> 健康経営優良企業認定 (<input type="checkbox"/> 金の認定 <input type="checkbox"/> 銀の認定) <input type="checkbox"/> 健康経営優良法人認定の取得 <input type="checkbox"/> その他 ()

留意事項

【東京都職域健康促進サポート事業とは】

東京商工会議所が東京都より受託している事業で、専門家(健康経営アドバイザー)が企業を訪問し、職場における健康づくり、がん対策、肝炎対策、感染症対策などの普及・啓発を行うとともに、さらに具体的な「取り組み支援」を希望する企業には、専門家(健康経営エキスパートアドバイザー)の認定を受けた、中小企業診断士、社会保険労務士、保健師などを派遣し、職場の健康づくり・がん対策等に関するサポートを行います。

【お申込みにあたって】

- 1.本事業の支援対象は、中小企業基本法に定義される東京都内の中小企業です。他県の事業所および大企業は支援対象外です。
- 2.本事業は、貴社の「職場における健康づくり(健康経営)」の具体的な取り組みをサポートするものです。支援を円滑に進めるためにご協力をお願い申し上げます。
- 3.原則として、年度内に概ね5回の派遣となります。
- 4.派遣する専門家を指定することはできません。業種、取り組み状況、課題、スケジュール等を勘案し、事務局にて選定いたしますのでご了承ください。
- 5.本事業を通じて提供された情報は、本事業の実施に必要な範囲(運営・事務管理、専門家による支援実施、東京都への報告、紹介者との情報共有)でのみ利用し、事前の承諾なく他の用途で使用することはありません。
 なお、貴社を特定できない統計上の集合データとして取り扱う場合については、この限りではありません。
- 6.事前にご承諾を頂いた上で、取組事例として事例集、メールマガジン、機関紙等へ掲載する場合があります。

申込書はFAX又はメールでお送りください。

FAX: 03-3211-8278 e-mailアドレス: shokuiki@tokyo-cci.or.jp

はじめよう!

健康経営



人手不足や従業員の高齢化を背景に、従業員の健康管理を経営的に捉えて、生産性向上や企業価値向上に繋げる「健康経営」への関心が中小企業にも広がっています。職場での健康づくりを推進し、いきいきとした会社づくりに取り組んでみませんか。健康経営に取り組む企業を顕彰する各種認定制度もありますので、ぜひチャレンジしてください。

取り組みのステップ

STEP 1 健康企業宣言



- 経営者が「健康経営」に取り組むことを内外に宣言
- 35,000社以上の企業が既に参加 (日本健康会議2019発表)
- 実施団体は、協会けんぽと健康保険組合

【お問い合わせ先】

- 全国健康保険協会(協会けんぽ) 東京支部
 TEL: 03-6853-6111
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>
- 加入している各健康保険組合

↓ 6か月以上の取り組み

STEP 2 健康優良企業認定(銀の認定)



- まずは「健康企業宣言」に取り組むことが要件
- チェックリストで80点以上を達成すると認定
- ロゴマークを使用したPR活動が可能
- 実施団体は、協会けんぽと健康保険組合

健康優良企業認定(銀の認定)の取得なしに健康経営優良法人認定の申請はできません
 ※東京都内の事業所の場合

STEP 3 健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)



- 優良な健康経営の取り組みを行っている法人等を顕彰する制度
- 認定企業は、毎年公表されるほか、ロゴマークを使用したPR活動が可能
- 東京都内の事業所の場合、「銀の認定」を取得していることが要件
- 実施団体は、日本健康会議(経済産業省・厚生労働省)

専門家が無料でサポート

- 健康づくりの取り組みとともに「銀の認定」や「健康経営優良法人認定」取得をサポート
- 詳細やお申込み方法は、折り込みの「専門家派遣制度のご案内」をご覧ください



[東京都職域健康促進サポート事業・感染症対応力向上プロジェクトに関するお問い合わせ先]

事務局 東京商工会議所 サービス・交流部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

TEL: 03-3283-7670

FAX: 03-3211-8278

メールアドレス: shokuiki@tokyo-cci.or.jp

健康経営の取組を 専門家が無料でサポート!

健康経営アドバイザーは企業の抱える健康課題に応じて、
 様々な支援を無料で行います。

健康経営アドバイザーによる 普及啓発

健康経営アドバイザーが企業等を訪問し、当パンフレットを通じて経営層へ普及啓発

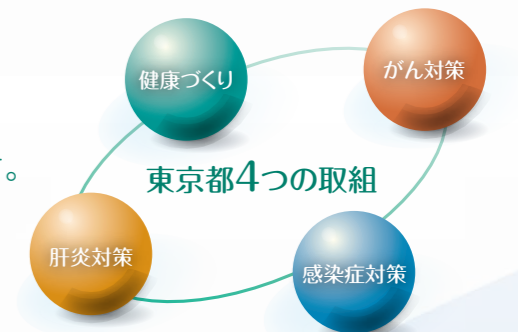


健康経営エキスパートアドバイザーによる 個別支援

健康経営エキスパートアドバイザーが企業等を訪問し、各企業等が行う取組を個別支援



この事業は、東京都が実施する
 東京都職域健康促進サポート事業です。



東京都福祉保健局

受託 東京商工会議所

はじめよう!健康経営

従業員の方は、元気に出勤しているでしょうか?日々の疲れや体調不良などでパフォーマンスが低下しているかもしれません。会社の生産性や企業力の向上には、従業員が元気に働き続けられることが不可欠であり、従業員の健康に配慮した経営は経営力向上への投資といえます。実際に従業員の健康に配慮した経営を行い、業績や従業員の定着率がアップした会社もあります。従業員がイキイキと働ける職場づくりの一步を踏み出してみませんか?

健康経営に取り組むと...

イメージアップ

「従業員を大切にできる会社」として、社内外にPRし、企業価値向上や人材の確保・定着につながります。

生産性向上

心身の不調によるパフォーマンス低下の改善や、ワークエンゲイジメントの向上により、生産性の向上、企業の活力向上につながります。



リスクマネジメント

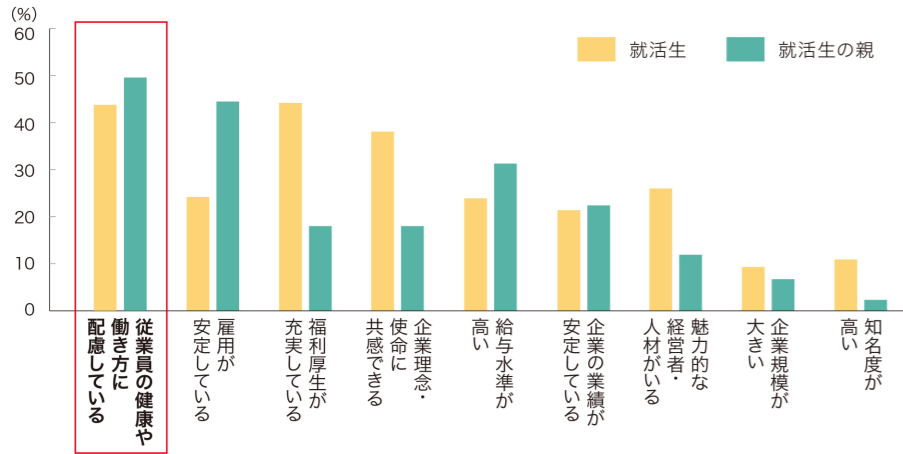
事故や不祥事、労働災害の予防、法令遵守などにつながります。

就職先企業の選択の要素として、

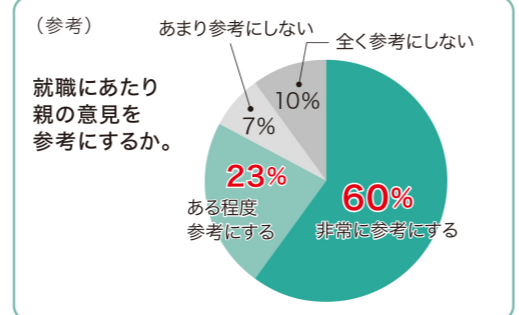
従業員の健康や働き方に配慮されているかが注目されています。

就職先企業に望む要素

Q. (就活生) 将来、どのような企業に就職したいか。
Q. (親) どのような企業に就職させたいか。



就職先に求める事項として「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生と親ともに高い回答率となっています。健康経営の推進で企業イメージの向上が図られれば、就職先企業として選ばれる可能性が高まることが期待できます。



出典: 経済産業省「健康経営優良法人2018中小規模法人部門について(平成29年11月)」

経営者であるあなたの決断が企業の健康を左右します。

- 協会けんぽや健保組合等と連携して、自社や業界の健康状態の特徴を把握してみる!
- 朝礼で自社従業員の健康状態の特徴を伝えたり、健康づくりやライフ・ワーク・バランスを話題に取り入れる!
- 健診を受診しやすい取組や工夫をして、従業員全員が受診するよう促す!



健康に配慮した経営は、従業員のモチベーション向上とともに、疾病予防により、企業の生産性の維持・向上につながります。従業員の働き方や生活習慣の特徴を知ること、健康づくりの一步を踏み出せます。

働く世代だから気を付けたい、生活習慣病

生活習慣病予防のためにできること

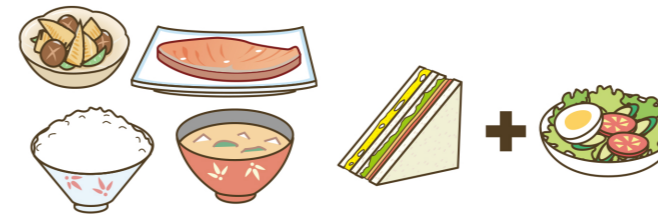
栄養・食生活

バランスのよい食事が、健康を維持する基本です。

- 食事の内容に偏りがあると、せっかく摂取した栄養素が十分に働くことができなったり、余分な栄養素が蓄積されて肥満となり、やがては生活習慣病を招くことにもなります。
- 主食・主菜・副菜が揃ったバランスのよい食事を、決まった時間に必要な量だけとることは、健康を維持する基本となります。

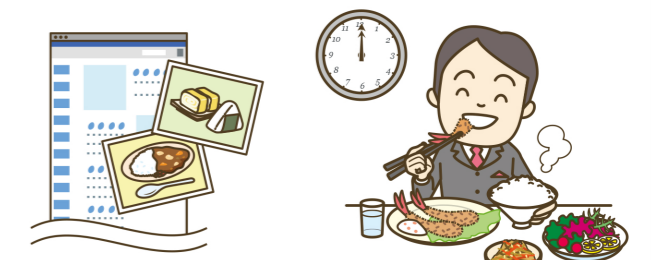
規則正しく、適切な量と質の食事をとりましょう

- 主食・主菜・副菜を揃えると、1日に必要な量の栄養素(たんぱく質・ミネラル・ビタミン等)が摂取しやすくなります。
- 食事選びの際は、組み合わせに注意しましょう。サンドイッチと総菜パンではなく、野菜がたっぷり入ったサラダ等と組み合わせましょう。



職場での工夫例

- バランスの良い食事の組み合わせ例やレシピをホームページなどに掲載する。
- 規則正しく食事がとれるように、決められた時間を休憩時間として設定する。



身体活動・運動

運動不足の改善が、死亡リスクの低下につながります。

- 1回30分、週2回(合計1時間)の運動習慣の有る人は、無い人に比べ、生活習慣病の発症・死亡リスクが低いことが報告されています。
- 国の「健康づくりのための身体活動指針(アクティブガイド)」では、18歳~64歳までの男女に対し、生活習慣病や生活機能低下の予防のために、1日8,000歩に相当する身体活動を推奨しています。

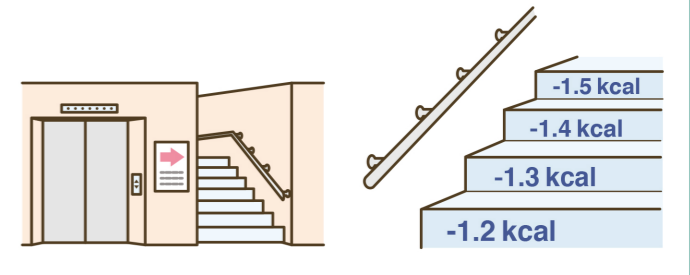
日常生活の中で活動量を増やすことから始めましょう

- 歩ける距離は意識的に歩きましょう。
- 日常生活の中で活動量を増やしましょう。



職場での工夫例

- できるだけ階段を利用するよう促すポスターを、エレベーターの前に掲出する。
- 階段の1段ごとに「-0.1kcal」、「-0.2kcal」...と表示を掲出し、階段利用の意欲を高める。



生活習慣病予防のためにできること

飲酒

生活習慣病のリスクを高めるアルコールの摂取量は男女で異なります。

- 国内外の研究結果から、がん、高血圧症、脳出血、脂質異常症などの飲酒に関連する多くの健康問題のリスクは、1日の平均飲酒量とほぼ正比例することが分かっています。
- 1日当たりの純アルコール摂取量が、成人男性で40g以上、成人女性で20g以上の飲酒を続けていると、さまざまな健康問題のリスクが高まると言われています。

〈1日あたりのアルコール摂取上限の目安〉

お酒の種類 (アルコール度数)	ビール(5%) 中瓶1本500ml		清酒(15%) 1合180ml		ウイスキー・ブランデー(43%) ダブル60ml		焼酎(25%) 1合180ml		ワイン(12%) 1杯120ml	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1日あたりの アルコール摂取 上限の目安	中びん2本	中びん1本	2合	1合	2杯	1杯	1合	半合	グラス3杯	グラス1.5杯

出典：厚生労働省「健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料」

飲酒を減らす方法の例

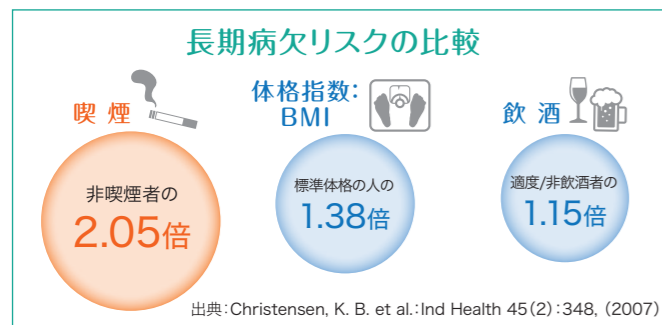
- 料理も一緒に食べる
- 小さいコップで飲む
- 夜〇時以降は飲まない決めておく
- 飲みたくなったときの対処法を決めておく（強炭酸水を飲むなど）

(参照) 東京都ホームページ とうきょう健康ステーション「飲酒」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/insyu/interview.html>

喫煙

- たばこの煙には約5,300種類の化学物質が含まれています。このうち、ニコチンやタールなどの有害物質は200種類以上、発がん性物質も70種類以上と言われています。喫煙だけでなく、受動喫煙によっても、がんや循環器疾患、COPDを含む呼吸器疾患など様々な生活習慣病のリスクになります。従業員の禁煙の推進は、本人の健康増進のみならず、労働生産性の向上など、経営にも資することがわかっています。

「従業員を守る」視点が必要です!



喫煙は労働時間や作業量の低下につながります

1時間に1本の喫煙をする場合、勤務時間に5回も喫煙のため離席します。

1回の喫煙タイムを7分とすると、1日に35分間の職場離脱

残業代を1時間2,200円とすると、1年間で約31万円もの労働時間のロス!

出典: 厚生労働科学研究費補助金(第3次対がん総合戦略研究事業)分担研究報告書 職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度に関する研究:平成18年度

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、職場の対策が変わります!

◆2020年4月1日から、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行になります。

複数の利用者がいる施設(職場)は原則屋内禁煙、喫煙する場合には、基準を満たした専用室を作る必要があります。また、20歳未満の立入禁止、標識の掲示など、喫煙室の設置にあたっては様々な要件があります。施設管理権原者は、・喫煙をしてはいけない場所に、灰皿等を設置してはいけない・喫煙をしてはいけない場所で、喫煙をしている者に対して、喫煙の中止又はその場所からの退出を求めるよう努めなければならない・喫煙室を設置した場合は、喫煙室の出入口と、喫煙室がある施設の出入口に、正しく表示しなければならない などの責務が課せられます。違反者は、保健所等による啓発・行政指導や、過料の対象となる場合があります。受動喫煙の害を受ける者も大切な従業員です。適切な対策を講じましょう。

【新制度に関するお問い合わせは以下の番号まで】

TEL : 0570-069690 月～金(祝日・年末年始除く) 9時から17時45分 ※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

(参照) 厚生労働省「禁煙支援マニュアル(第二版)」 <https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/manual2/di/manual2.pdf> 東京都ホームページ とうきょう健康ステーション「受動喫煙防止条例」 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html ※禁煙に関する項目もあります。

休養

- 睡眠が不足すると、疲労を感じ、肥満や高血圧になるリスクや判断力低下による事故のリスクを高めます。睡眠障害などがある場合は早めの医療機関受診が必要です。
- 過度な時間外労働は睡眠をはじめとする適切な休養の妨げとなり、過労死などの深刻な事態を引き起こす可能性があります。

時間外労働の上限規制が導入されます。



残業時間の上限

原則
月 45時間
年 360時間

臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

大企業 2019年4月～

中小企業 2020年4月～

詳細は厚生労働省HP働き方改革特設サイトをご参照下さい。 <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/index.html>

こころの健康

- 厚生労働省の「労働者健康状況調査(平成24年)」によれば、半数以上の労働者がストレスを感じながら仕事をしています。
- ストレスに耐える力が弱くなると、こころの病気が起こりやすくなります。うつ傾向や不安の強い状態の人は早期に専門家への相談や医療機関受診が必要です。また、自分で対応しきれないストレスは、周囲の人たちの協力を得て、よりよい解決の糸口を見出すことが重要です。

労働者の健康問題(メンタルヘルス含む)は地域の産業保健施設へご相談できます。

- 東京産業保健総合支援センター

TEL : 03-5211-4480
<http://www.tokyos.johas.go.jp/>



- 地域産業保健センター

地域によって窓口が異なります。
<http://www.tokyos.johas.go.jp/region.html>



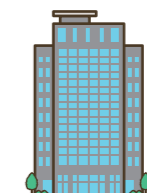
ストレスチェックは実施していますか?

労働安全衛生法の一部改正を受け、平成27年12月1日にストレスチェック制度が施行されました。

ストレスチェック制度

実施義務

(実施)努力義務



従業員数
常時50人以上の事業場



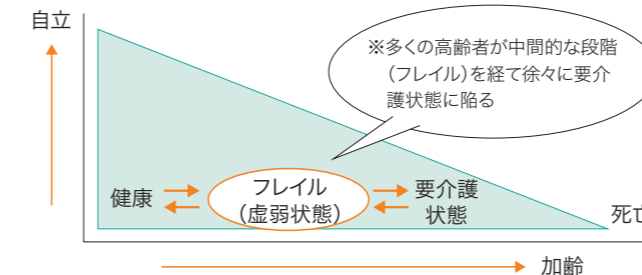
従業員数
50人未満の事業場

ストレスチェック実施に関するマニュアル・リーフレット等は、「こころの耳 働く人のポータルサイト」をご参照ください。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou/>

フレイル予防

- フレイルとは、加齢とともに心身の活力(筋力や認知機能など)が低下して、要介護状態に近づくことです。
- 働く世代の多くがまだこのフレイルに直面している世代ではありませんが、定年の延長等により、65歳以上になっても働く人が増えていることから、現役世代のうちにフレイル予防について知ることが重要になってきています。

フレイルの概念図



年を重ねるにつれ、健康づくりの方法も変えていく必要があります!

	中年期	高齢期
栄養	食事のとり過ぎに注意し、野菜はしっかりと摂取しましょう。	食事の不足に注意し、肉・魚・卵はしっかりと摂取しましょう。
運動	心肺機能を高めるための有酸素運動を中心に取り組みましょう。	足腰を弱くしないための筋トレやウォーキングに取り組みましょう。
社会	働き過ぎの防止や、ストレスの解消をしましょう。	趣味のグループに参加する等、積極的な社会参加をしましょう。

介護予防・フレイル予防アドバイザー出前講座事業

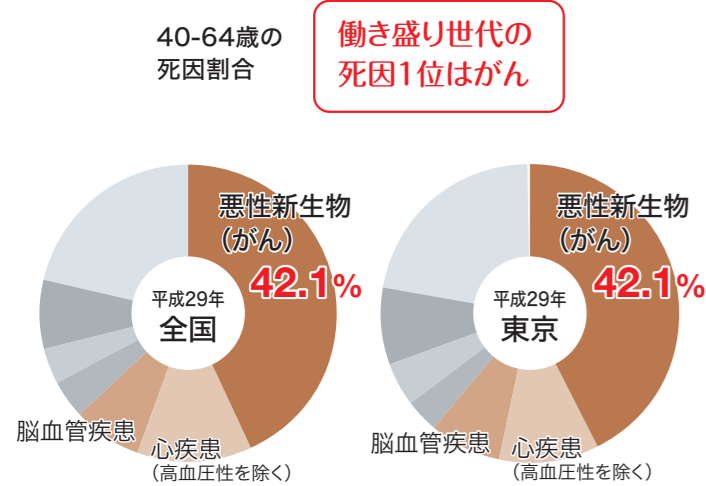
東京都では令和元年度より、都内で働く主に50歳以上の方々に対し、介護予防・フレイル予防の視点から、高齢期の健康管理のポイント(食生活・身体活動・社会参加等)について「介護予防・フレイル予防アドバイザー」が企業を訪問し、従業員向けに出前講座を実施します(初年度は3社程度のモデル実施を予定しています)。本講座の実施等について、ご興味やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 ●介護予防・フレイル予防推進事業 事務局 Mail: kinfo@tmig.or.jp

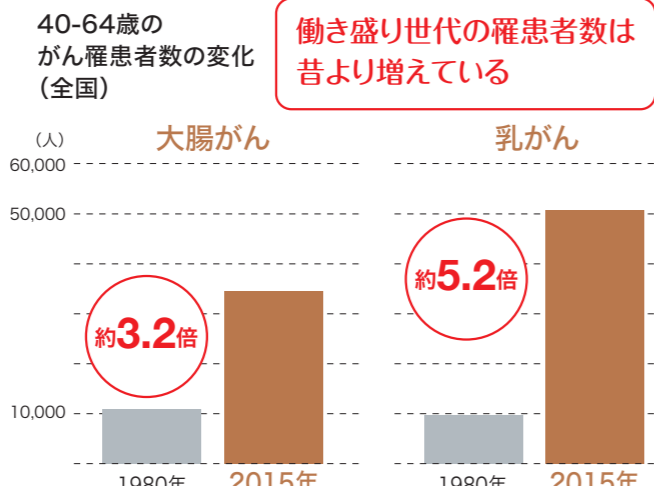
がん検診を実施しましょう

今、日本人の2人に1人ががんとなり、3人に1人ががんで命を落としています。特に40歳から64歳の働き盛り世代では、がんにより死亡した割合が、死因全体の4割を超えています。がんは、早期発見・早期治療をすれば、その後の生存率は高くなります。大切な従業員やその家族を守るため、早期発見・早期治療に向けて、がん検診を実施しませんか？

働き盛り世代のがん患者が増えています

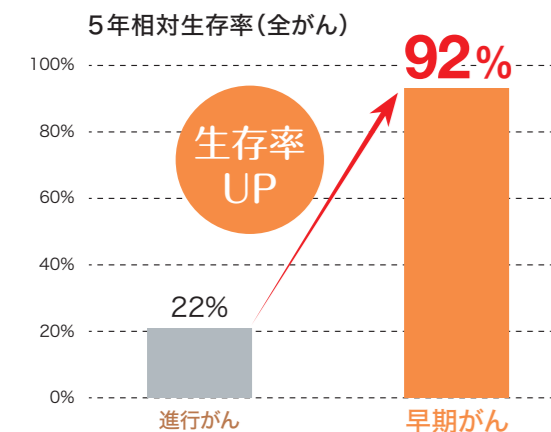


出典：人口動態統計(平成29年、全国・東京)【厚生労働省】



出典：地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(1980年～2015年)【国立がん研究センター】

早期発見・早期治療により、生存率は約9割に!



がん検診を行うことにより、大切な従業員の命を守ることができます!

がん検診により期待される効果

- 従業員の長期病欠、離職のリスク減少! 新たな人材確保の必要性がなくなる。ベテラン職員のもつノウハウを消失せずに済む
- 従業員のモチベーションアップ! 「企業が従業員の健康を守る」姿勢をみせることにより、従業員は安心して意欲的に働けるようになる

5年相対生存率: あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標。100%に近いほど治療で生命を救えるが、0%に近いほど治療で生命を救い難いがんであることを意味します。

出典：がんの統計18 全国がんセンター協議会加盟施設における5年生存率(2008～2010年診断例)【公益財団法人がん研究振興財団】

国及び東京都では、死亡率減少効果が科学的に認められているとして、以下の5つのがん種・6つの検査方法によるがん検診の実施を推奨しています。

胃がん	胃部エックス線検査※又は胃内視鏡検査	50歳以上、2年に1回
肺がん	胸部エックス線検査(必要者のみ喀痰検査)	40歳以上、年1回
大腸がん	免疫便潜血検査2日法	40歳以上、年1回
子宮頸がん	視診、内診、細胞診	20歳以上の女性、2年に1回
乳がん	マンモグラフィ検査	40歳以上の女性、2年に1回

※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上、年1回実施可。

がん検診は、お住まいの区市町村で受けることもできます。(お住まいの地域によって、対象年齢や実施時期などが異なります。)

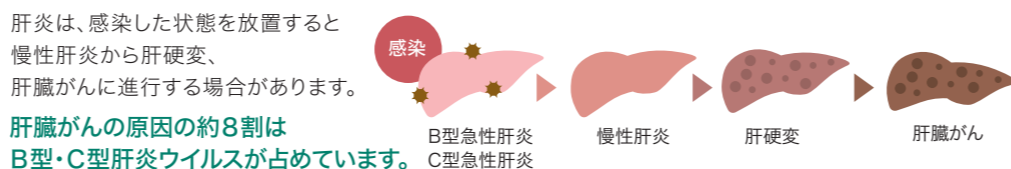
(参照) 都HP 企業でできるがん対策事例集 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/syokuiki-renkei/>
都HP とうきょう健康ステーション「受けよう!がん検診」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/>

職場の健康診断に、肝炎ウイルス検査を取り入れましょう

肝炎とは、肝臓の細胞に炎症が起こり、肝細胞が壊される病態です。肝炎ウイルスは、自覚症状がほとんどなく、感染者のうち、約30%が感染に気づいていないとされています。B型・C型ウイルス性肝炎は、新しい治療法も承認されて治療効果が飛躍的に高まっており、早期の受診・治療によって高い効果が期待できますが、実際の感染の有無は、検査を受けなければわかりません。大切な従業員の命を守るために、職場の健康診断時に肝炎ウイルス検査の実施をお願いします。

健康診断時に、肝炎ウイルス検査を血液検査項目に追加できない場合は、各区市町村にて無料(過去にB型・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがない住民が対象)で検査を受けられることを従業員に周知してください。

ウイルス性肝炎を放っておくとどうなるの?



肝臓がんの原因の約8割はB型・C型肝炎ウイルスが占めています。

■感染経路について

感染は血液・体液により起こります。近年、若年層を中心に性感染等によるB型肝炎の感染が増加しています。※握手や咳、食器の共有などで感染することはないため、日常生活での感染はありません。

【肝炎ウイルス・肝疾患などについて知りたいときは(肝疾患相談センターのご案内)】

- (特別区在住の方) ●国家公務員共済組合連合会虎の門病院 TEL: 03-3560-7672(相談専用ダイヤル)
- (市町村在住の方) ●武蔵野赤十字病院 TEL: 0422-32-3135(相談専用ダイヤル)

- (参照) 都HP とうきょう健康ステーション「肝炎ウイルス検診を受けよう」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/etc/kanen/>
- 都HP 「B型・C型肝炎ウイルス検査費用助成について」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/josei/kanen/>

職場における感染症のリスク対策をお手伝いします 職場で始める!感染症対応力向上プロジェクト

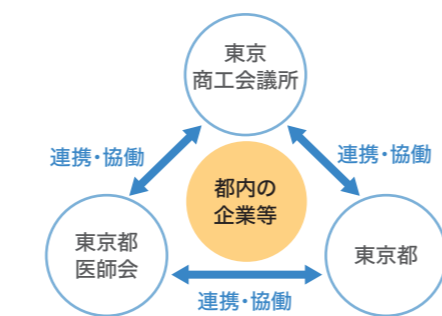
感染症の脅威は職場の大きなリスクの一つです。対策を怠ると、職場に感染症がまん延し、多くの欠勤者が発生して業務が回らなくなり、顧客からの信頼まで失いかねません。しかし、感染症は対策することで脅威を緩和することができます。当プロジェクトがその対策をお手伝いします。

感染症対応力向上プロジェクトのメリット

- 各コースに取り組むだけで、企業に必要な感染症対策が実施できる
- 申込企業、基準達成企業は、企業名を東京都のホームページでPRできる
- 「感染症予防対策」は、健康経営優良法人認定制度の評価項目の1つ
- 風しん対策は、従業員への安全配慮義務や社会的責任を果たすことにもなる

企業団体、医師会、行政が後押し!

東京商工会議所、東京都医師会、東京都の三者が連携し、強みを活かしながら、参加企業をアシストします!



感染症対応力向上プロジェクトのお申込みは、東京商工会議所までお願いします(連絡先はリーフレット裏面に記載しています)。

コース内容

コース	実施内容	達成基準
コースⅠ 感染症理解のための従業者研修	オリジナル教材「感染症基礎知識ドリル」を解くことで、正しい知識を身に付けることができます。ドリルはeラーニングもあります。	従業員の8割以上が教材受講
コースⅡ 感染症BCP(業務継続計画)の作成	教材の空欄を埋めることで、感染症予防から業務継続計画まで体系的に対策を講じることができます。セミナー等で作成を支援します。	事業所単位でのBCP作成
コースⅢ 風しん予防対策の推進	従業員の抗体(免疫)保有状況を確認し、抗体を保有しない従業員には予防接種等を促して、風しん抗体保有率9割を目指しましょう。	風しん抗体保有者が従業員の9割以上

※企業の実情に応じて、3つのコースから選択できます。コースは同時に複数選択していただいても構いません。

風しん予防対策が大切な理由

- 妊婦が風しんに感染すると、高い確率で赤ちゃんに先天性の心疾患、難聴、白内障等の障害を引き起こす可能性があります(妊娠1か月で50%以上)。
- 平成30年7月下旬から都内で風しん患者が増加しており、企業等での集団発生事例も確認されています。感染拡大や妊婦への感染を防止するため、予防や発症時の適切な対応が求められます。
- 現在、以下に該当する方は風しん抗体検査を原則無料で受けられ、その結果により予防接種も無料となる場合があります。詳しくは、お住いの区市町村へお問い合わせください。
 - ・1962年4月2日から1979年4月1日までに生まれた男性
 - ・19歳以上で(1)妊娠希望女性、(2)妊婦の同居者、(3)(1)の同居者のいずれかに該当

～健康経営を始める企業が増えています!～

東京都職域健康促進サポート事業 受託 東京商工会議所

健康経営のエキスパートがサポート

「専門家派遣制度」のご案内

無料

人材が定着しないし、採用も上手くいかない…

健康経営に取り組みたいけどなにかから始めればいいのか?

従業員の生産性がなかなか上がらない…

5回まで無料でサポート

職場に合わせた取り組みをサポート

健康経営に 取り組むメリット

「銀の認定」や「健康経営優良法人認定」もサポート

- ✓ 「従業員を大切にできる会社」として企業イメージをアップ、人材確保に!
- ✓ 健康でいきいきとした社員が増え、生産性や従業員の満足度を向上!
- ✓ 事故や不祥事、労働災害の予防につながるリスクマネジメント! など

専門家派遣を利用した96%の企業が「満足」と回答



最近よく聞く「健康経営」って…?

従業員の「健康管理」を経営的に捉え、生産性向上や企業価値向上につながる新しい経営手法です。人手不足や従業員の高齢化などを背景に、中小企業においても取り組む企業が増えています。 ※「健康経営」は特定非営利法人健康経営研究会の登録商標です。

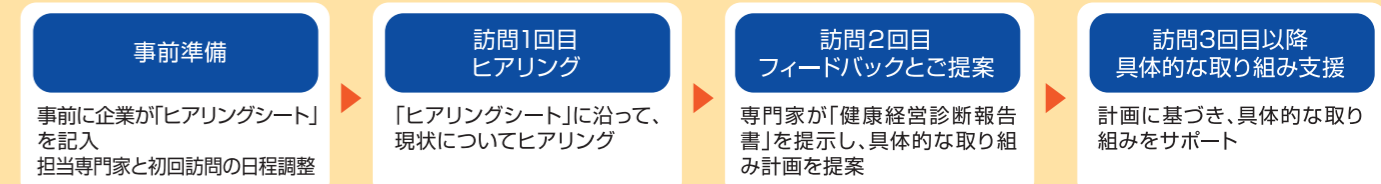
派遣される専門家とは?

中小企業への支援実績豊富な健康経営エキスパートアドバイザー(中小企業診断士、社会保険労務士、保健師など)です。企業が抱える悩みや健康経営の取組状況に合った専門家を派遣します。



専門家派遣の流れ

※概ね全5回程度の派遣を予定しています。



【お申込方法】

※対象企業は裏面をご参照ください。裏面の申込書記載の留意事項をご確認の上、申請書を東京商工会議所サービス・交流部(東京都職域健康促進サポート事業事務局)へFAXまたはメールにてお送りください。

【お問い合わせ・お申込み】

東京商工会議所サービス・交流部 会員交流センター
TEL:03-3283-7670 FAX:03-3211-8278
e-mailアドレス:shokuiki@tokyo-cci.or.jp

